

次期計画の位置付けについて

資料 4

京都市はぐくみプラン（現行計画）

<位置付け>

- ・次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画
- ・京都市子ども・子育て支援事業計画
- ・京都市新・放課後子ども総合プラン
- ・京都市ひとり親家庭自立促進計画
- ・子育て安心プラン
- ・京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画
- ・京都市母子保健計画
- ・京都市社会的養育推進計画
- ・京都市子ども・若者計画
- ・障害児福祉計画

子ども・若者に係る総合的な計画に係るアンケート調査 （市民ニーズ調査）

- ・市民の子育てに関する意識やニーズ等を把握し、課題と今後の方向性を明らかにする
- ・調査項目の一部を使用し、国の方針に基づいて将来必要となる教育・保育サービス等の利用量である「量の見込み」を算出する
- ・調査項目については各部会にて審議する

ア
ン
ド
ケ
ー
若
ト
者
調
へ
査
の

こどもの意見聴取

<参考>国が想定する意見聴取の手法例

- ・こどもや若者を対象としたパブリックコメントの実施
- ・審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画の推進
- ・身近なSNSを活用した意見聴取など、直接意見を聞く仕組みや場づくり

パブリックコメントの実施（こども若者含む）

次期計画

<位置付け>

・京都市こども計画（※）

- ・京都市子ども・子育て支援事業計画
- ・京都市新・放課後子ども総合プラン
- ・京都市ひとり親家庭自立促進計画
- ・子育て安心プラン
- ・京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画
- ・次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画
- ・京都市母子保健計画
- ・京都市社会的養育推進計画
- ・京都市子ども・若者計画
- ・障害児福祉計画

（※）こども基本法（抜粋）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

第十条第二項 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。